

大都市行財政制度特別委員会資料  
平成24年4月24日(火)

平成24年 月 日

(素案)

横浜市議長

佐 藤 茂 様

大都市行財政制度特別委員会  
委員長 山田一海

大都市行財政制度特別委員会報告書 (案)

本委員会の付議事件に関して、次の調査を行ったので、その結果を報告します。

## 大都市行財政制度特別委員会報告書（素案）

### 1 付議事件

大都市制度の早期実現を図るとともに、その実態に対応する税財政制度の確立を目的とし、これを強力に促進すること並びに時代の変化に即応する行財政改革及び指定管理者・独立行政法人・外郭団体に関する基本的事項の調査・検討を行うこと。

### 2 調査・研究テーマ

「新たな大都市制度における都市内分権」について

### 3 調査・研究テーマの選定理由

横浜市においては、新たな大都市制度の創設に向けた基本的な方向性として、国の成長拠点となる大都市をつくること、地方全体を支え他地域と共生する大都市をつくること、大都市行政課題を有効に解決すること、分権型社会にかなう大都市自治を拡充すること、簡素で効率的な行政を実現することを掲げている。今回の調査・研究テーマの選定に当たっては、新たな大都市制度創設に当たり、引き続きその基本的な考え方について、議論を深めていくことが大切であると考え、今回は、分権型社会にかなう大都市自治の拡充に着目した。

この考え方においては、大都市内部の自治構造を市と区の2層構造を基本としながら、市は大都市全体の経営を総合的に推進し、市民に身近な行政はできる限り区において行い、区への分権及び機能強化を一層推進していくことが必要であるとする。このような観点から、大都市横浜にふさわしい大都市内部の自治構造について調査・研究することは有意義であると考える。

さらに、調査・研究を進めるに当たっては、特に、市民の意見を一層行政に反映させていくための仕組みのあり方や、市民に身近な行政のあり方という視点を中心とし、ほかの指定都市の取り組みや特別区との比較についても委員会として調査することが望ましいと考えた。

以上のことから、平成23年6月21日開催の委員会において、調査・研究テーマを「新たな大都市制度における都市内分権について」とした。

### 4 委員会活動実績

テーマに関する調査・研究のほか、政策局で検討されている「新たな大都市制度の検討」、指定都市の「平成24年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」及び指定都市の「平成24年度大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」についても議論した。また、平成23年度においても、19指定都市により、指定都市が共通に抱える財政上の問題点などについて、各政党別に分かれ、国会議員に要望活動を行った。

#### （1）調査・研究テーマ関係

##### ア 平成23年5月20日委員会開催

本年度の調査・研究テーマ案についての議論を行った。

##### イ 平成23年6月21日委員会開催

本年度の調査・研究テーマを「新たな大都市制度における都市内分権について」と決定した。

##### ウ 平成23年8月24日委員会開催

調査・研究テーマ「新たな大都市制度における都市内分権」について、当局より、横浜市の検討状況の説明を聴取した。

##### エ 平成23年9月26日市内視察実施

泉区における地域自治の取り組みについての視察を行った。

##### オ 平成23年9月26日委員会開催

泉区における地域自治の取り組みについて意見交換を行った。

##### カ 平成23年11月1日～2日行政視察実施

大阪市、浜松市において、調査・研究テーマに関する調査を行った。

※昨年に引き続き、委員会として統一行程による視察を実施した。

##### キ 平成23年12月1日委員会開催

大阪市、浜松市における調査等の結果に基づく議論を行った。

##### ク 平成23年12月7日委員会開催

調査・研究テーマの一環として、新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議について正副委員長より提案があり、委員会提出議案として、委員長名をもって議長あてに提出した。

提案理由としては、大阪のダブル選挙を契機として、大都市のあり方や、新たな大都市制度について、大変に注目が集まっていること、横浜市長も臨

## 大都市行財政制度特別委員会報告書（素案）

時委員に就任している第30次地方制度調査会において、「大都市制度」のあり方についても諮問事項とされていること、そして、横浜市を中心とする、指定都市7市による大都市制度共同研究会において、新たな大都市制度の必要性を前提として、さまざまな検討をしていることから、新たな大都市制度に関して注目が集まっている現在の状況を好機ととらえ、議決機関の立場として、横浜市会の意思を明確にする必要があるためである。

12月16日の本会議で議決された後、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策、地域主権推進）、財務大臣あてに決議書を参考送付した。

### ケ 平成24年1月27日市外視察実施

東京都港区における「港区総合支所の取り組み」及び「総合支所における区民参画組織の取り組み」について視察を行った。

### コ 平成24年2月10日委員会開催

東京都港区における調査等の結果に基づく意見交換を行った。

### サ 平成24年3月23日意見交換会開催

都市内分権における区へのチェック機能について、委員間で意見交換を行った。

### シ 平成24年4月24日委員会開催

## （2）「新たな大都市制度の検討」関係

### ア 平成23年6月21日委員会開催

これまでの経過、「新たな大都市制度創設の基本的考え方」の概要及び外部有識者研究会から提出された「新たな大都市制度における広域連携・財政調整のあり方論点整理」の概要についての説明を聴取した。

### イ 平成23年8月24日委員会開催

これまでの経過、大都市制度共同研究会、横浜市大都市自治研究会の概要及び林市長の第30次地方制度調査会臨時委員就任についての説明を聴取した。

### ウ 平成23年9月26日委員会開催

横浜市大都市自治研究会の検討状況及び第30次地方制度調査会について

の説明を聴取した。

エ 平成23年12月1日委員会開催

横浜市大都市自治研究会、指定都市7市（横浜市、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、京都市、神戸市）による大都市制度共同研究会及び指定都市市長会の指定都市を応援する国會議員の会についての説明を聴取した。

オ 平成24年2月10日委員会開催

横浜市大都市自治研究会、第30次地方制度調査会、指定都市7市による大都市制度共同研究会及び8市（横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、大和市、町田市）連携市長会議についての説明を聴取した。

カ 平成24年4月24日委員会開催

（3）指定都市「国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」関係

ア 平成23年6月21日委員会開催

政策局からの説明を聴取した。

（4）指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（通称：青本）」関係

ア 平成23年6月21日委員会開催

財政局からの説明を聴取した。

イ 平成23年9月26日委員会開催

財政局からの説明を聴取した。

ウ 党派別要望関係

大都市財政の実態に即応する財源の拡充について要望を行った。

- ・民主党所属国會議員に対する要望（平成23年11月14日）
- ・みんなの党所属国會議員に対する要望（平成23年11月15日）
- ・公明党所属国會議員に対する要望（平成23年11月15日）
- ・自由民主党所属国會議員に対する要望（平成23年11月16日）

5 横浜市の現状

（1）新たな大都市制度創設の基本的考え方

横浜市では、横浜市会大都市行財政制度特別委員会での議論を踏まえて、平

成22年5月に「新たな大都市制度創設の基本的考え方」を策定した。

ア 「新たな大都市制度創設の基本的考え方」の概要

新たな大都市制度の創設が必要な理由は以下のとおりである。

- ・我が国の国際競争力が低迷している状況において、大都市は国全体の発展を牽引する成長拠点の役割を果たし、活力を持って持続的に発展していく必要がある。
- ・全国の約2割の人口が集中し、高い集積性を有する指定都市では、さまざまな都市的課題が生じている。また、府県から市町村への権限移譲、市町村合併の進展などにより、府県の役割も変化している。そのため、地方自治制度を抜本的に改革し、指定都市制度にかわる新たな大都市制度を早期に創設する必要がある。

また、横浜市に新制度を導入した場合の経済的效果は4.3兆円に達するとする試算もある。

そこで、「新たな大都市制度創設の基本的考え方」では、「国の成長拠点となる大都市」など5つの基本的姿勢とともに、新たな大都市制度提案の基本的枠組みとして、

- ①広域自治体から独立した、総合性と自立性の高い自治体
- ②水平的・対等な連携協力を基本とする広域行政
- ③役割・仕事量に見合った公平な税制
- ④住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

の4点を提示している。

イ 住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決

「住民自治機能の拡充、市民主体の地域運営・課題解決」については、次のことが示されている。

『概ね百万人から数百万人の人口規模を擁し、人口の流動が大きく、またさまざまな機能が著しく集積する、多様な市民と地域の集合である大都市においては、都市全体としての一元的な自治や、伝統的・自然的共同体を前提とした自治だけでは、市民・地域ニーズに的確に対応する行政サービスのきめ細かな提供や、市民参加・協働による市政運営の推進は困難である。特に近年では、少子高齢化の進行や人口の局地的な集中と減少によ

り、大都市内の地域的な多様化が一層進んでいる。そのため、地域特性や実情に応じて行政をより住民に近づけるとともに、生活者である住民自身の自治機能を高めていくことが必要になっている。

そこで、大都市内部の自治構造は、市・区の2層構造を基本としながら、市は大都市全体の経営を総合的に推進し、市民に身近な行政ができる限り区において行うという考え方により、区への分権及び機能強化を一層推進する。あわせて、区における住民参加の機会を拡充する。

さらに、地域内の住民自治の機能を高めるため、地域における合意形成を図りながら、市民が主体となり、行政との協働、市民同士または地域の企業等との協力により、地域運営や地域課題の解決を行うため、区よりも身近な日常生活圏単位などの地域（地区）レベルに拠点となる組織を、住民の発意により置くことができる仕組みをつくる。

なお、各都市において、市民活動や行政が実践してきたさまざまな取り組みの経験がベースとなった、それぞれの都市らしい都市内分権の推進が重要であり、多様な層や属性の主体が参加しやすい制度設計を工夫とともに、現在行われている地域のさまざまな取り組みが生きる制度改革を目指す。』

#### ＜大都市における市・区・地域の基本的な役割イメージ＞

市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体の政策立案・決定</li> <li>・大都市経営の推進</li> </ul>
区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区政の運営</li> <li>・市民に身近な行政サービスの提供</li> <li>・地域支援・コーディネート</li> </ul>
地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の合意形成</li> <li>・地域運営、地域課題の自主的な解決</li> </ul>

(2) 「新たな大都市制度における都市内分権」の横浜市（泉区）の取り組み

##### ア 背景と基本理念

泉区では、区内各地区の状況が異なる中で、それぞれが抱える課題も多様化しており、こうした実情にきめ細かく対応していくという観点から、地

域の課題には地域みずからが取り組む“地域の課題解決力”を基本に、それを行政（区役所）が支援する仕組みが必要と考えている。その背景として以下の3点が挙げられる。

①きめ細かな課題解決への取り組み

地域ごとの課題にきめ細かく柔軟に対応していくために、地域を主体とした取り組みを基本とし、その支援や協働へと、地域行政のあり方を転換することが求められている。

②区役所機能の拡大

横浜市では、身近な総合行政機関として行政区の権能・組織・予算規模は拡充されてきており、これを踏まえて大きくなった区政への区民参画のあり方が重要なテーマと考えられる。

③大都市制度の議論

本市の新たな大都市制度を初め、大都市のあり方の論議が活発化する中で、大都市横浜の“足元”の地域自治はどうなっているのかという指摘にしっかりした答えを持つ必要がある。

以上の背景から、基本的理念として、地域はみずからの課題解決に向けて、さまざまな地域住民と共に主体的に取り組み、それを区役所はきめ細かく支援すること、また、区民目線で、区政全体をチェックし、地域住民の考え方や思いを区政に反映することのできる新しい地域自治の仕組みが必要と考えている。

そして、現行の行政区を前提とした“仕組み”づくりに取り組み、区政運営の基本方針に据える取り組みを進めることにした。

#### イ 仕組みの特徴

##### ■ 地区経営委員会

①区域：地区連合の範囲とする。

②構成組織：地区連合を母体として、多様なテーマに取り組む組織を含むする。

③機能：地域課題の解決を目的とし、地区連合と役割分担を明確化する。

④区内一律展開：既存の地域組織を生かすことで、地域自治の基盤が一気に整った。（自然発生的な市民活動では点的になりがち）

## ■ 泉区地域協議会

- ① 委員：公募・公選ではなく、  
地域で実際に活動している人。
- ② 経営委員会と協議会の連動性：  
地域で実際に活動し、汗をかく  
人の声が協議会に届くとともに、  
協議会の答申が地域で実践され  
やすい。

### ウ 地区経営委員会

#### (ア) 設立および活動状況

平成20年9月から平成21年2月までに、順次、区内のすべての地区連合区域で設立された。当初は、「地区連合のほかに設立するとなると屋上屋ではないか」などの意見もあったが、「取り組みの意義、連合との役割の違い」について説明し理解を得た。

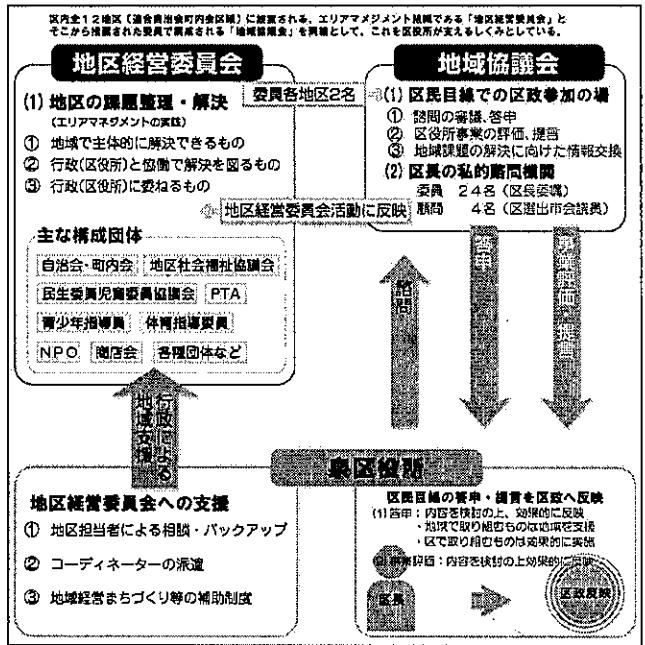
#### (イ) 活動状況

毎月または隨時に定例会を開催する地区、さらに、部会等を開催する地区など、各地域の実情により開催している（定例会の参加者は、20人から70人程度）。

#### (ウ) 主な取り組み

- 諮問答申に関する取り組みとしては、
- ・ 災害時要援護者支援（全12地区で実施）
  - ・ 校庭・園庭の芝生化、ゴーヤなどの種による緑のカーテンの展開
  - ・ 地域イベント時の交通安全啓発（交通安全クイズなど） 等
- 地域の支え合いに関する取り組みについては、
- ・ 青少年健全育成活動（青少年とのイベント企画、防犯パトロール）
  - ・ 高齢者支援、健康づくり
  - ・ 地域通貨タスカルの導入実施 等
- 地域の魅力づくり・活性化の取り組みについては、
- ・ イベントの開催（地域の連帯感、魅力資源の活用）

## <新しい地域自治の仕組み概要図>



## 大都市行財政制度特別委員会報告書（素案）

- ・環境整備（緑化、ゴミ清掃等）
- ・拠点居場所づくりの検討 等

### （エ）区の支援

地区経営委員会の地域活動を応援するため、以下の各種補助制度などを設けている。

項目	内 容	根 拠
① 地域運営補助	<補助対象者>地区経営委員会ほか <補助額> 年額5万円	泉区地域運営助成要綱 (市民局予算)
② 活動拠点借上補助	賃借料 (補助率) 3/4 (補助限度額) 100万円/年 修繕費 (限度額) 25万円 (初年度のみ)	泉区地区経営委員会まちづくり活動拠点借り上げ補助金交付要領
③ 地域経営まちづくり支援補助	<補助対象者> 地区経営委員会及び委員会の推薦を受けた者 <補助限度額> 3年間の範囲で200万円を上限とする事業補助参考 平成20年度(8件) 平成21年度(11件) 平成22年度(11件) 平成23年度(14件)	泉区地域経営まちづくり支援補助金交付要綱

また、地区経営委員会の依頼により、まちづくり専門家（コーディネーター）の派遣を行っている。（21年度：1地区 22年度：2地区）

### （オ）主な課題と対応の方向

- ① 12地区の活動に温度差があるため、活発な地域は、より活発化を図り、途上の地区はコーディネーター等により支援をしていく。
- ② 自主財源確保による持続型の事業展開の課題については、コミュニケーションビジネスを組み込んだ拠点づくり、イベントの継続検討（資金集め、収益力アップ等）を行っていく。

## エ 地域協議会

### （ア）設立及び活動状況

設立は、平成21年4月である。活動時間は、夜間開催となっているが、出席率は高く熱心な討議が行われている。開催期間は、4月～7月に諮問・答申、9月～12月に事業評価、2月～3月に情報交換会等を行っている。

## (イ) 主な取り組み

①過去3年間の諮問・答申は以下のとおりである。

	諮 問	答 申 内 容 等		
H21	地域で取り組む脱地球温暖化について	ア 家庭の取り組み イ 地域の取り組み ウ 行政の支援	(ゴーヤや朝顔などによる緑のカーテンづくり等) (校庭等の芝生化等) (成果が実感できる仕組等)	
	災害時要援護者対策の検討について	ア 基本認識 イ 地域の取り組み ウ 行政の支援	(すべての地域で一斉に取組) (仕組みの周知、要援護、支援者の把握等) (マニュアル、登録シートの作成等)	
	地域福祉保健計画の推進策について	ア 現状認識 イ 地域の取り組み ウ 行政の支援	(計画・活動への認知度を高める) (地域ぐるみの広報、団体間支援等) (常設居場所への支援、広報等)	
H22	地域で取り組む交通安全対策について	ア 家庭の取り組み イ 地域の取り組み	(交通ルールやマナーの浸透等) (啓発イベントの実施、ヒヤリマップ作成等)	
	地域における防災対策の推進策等について	ア 家庭の取り組み イ 地域の取り組み ウ 行政の支援	(家庭の備蓄等) (防災訓練参加者拡大等) (避難所、エリアの適正化等)	
H23	夏の節電対策(追加)	ア 家庭の取り組み イ 地域の取り組み	(待機電力の減少、LED等) (夏まつりへの参加実施、ホームパーティ等)	

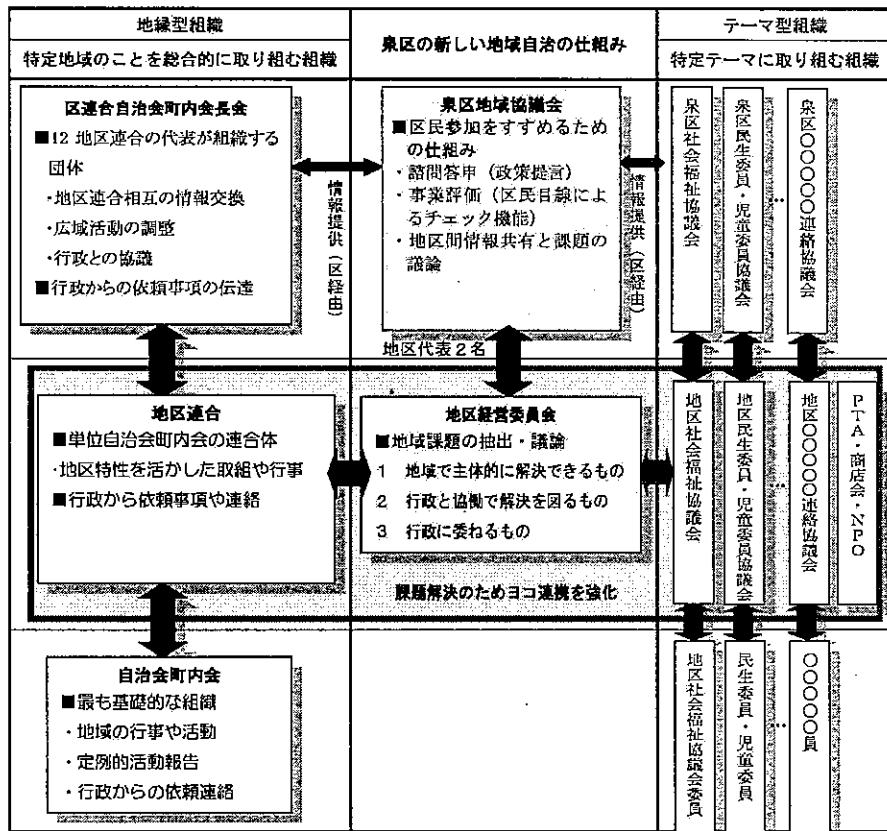
②以下のとおり区役所の事業評価を行っている。

- ・平成21年 「青少年に関する事業」、「水や緑に関する事業」をモデルとして実施
- ・平成22年 事業評価対象事業を拡大し、自主企画事業（40事業）すべてについて評価を実施
- ・平成23年 新規・重点18事業を対象に実施中  
そのほかに、各地区経営委員会の現状や課題について、地域協議会委員間で意見交換を実施している。

## (ウ) 主な課題と対応の方向性

- ①諮問答申：「充実した答申内容とその実践」という成果が得られている。  
今後は、経験を踏まえて更にレベルアップを図る。
- ②事業評価：区民目線からの評価として、区の事務事業の改善に効果的に活用を図る。
- ③情報共有：会議時間を確保し充実化を図る。

## ＜仕組みの特徴の概念図＞



## 6 「新たな大都市制度における都市内分権」に関する他都市の事例

### (1) 大阪市の取り組み

## 新たな行政区のあり方について

## ア 大阪市の区政改革の方向性について

平成19年より区政改革に取り組み、区役所自体が地域のかなめや地域に身近な行政組織となることを目指し、区政改革基本方針として、「なにわルネッサンス2011」を平成23年3月に定め、平成23年を区政改革元年と位置づけた。

この基本方針は、大阪市は古くから市民力が強く、有形、無形の豊かな資産が築かれており、地域力、民衆の力が強いまちであったが、昨今は、少子高齢社会を迎えるなど、地域コミュニティーの希薄化等により、地域力が落ちてきているという危機感から、地域力の復興を目的としたものである。

今まででは、公共の分野は行政が地域を支援するという関係であったが、その考え方を転換し、これからは、多様な公共活動を支えるのは、地域一体であり、行政はあくまでその地域の担い手の1つであるという関係への転換を

図るもので、区役所力、市役所力の強化を図り、それを通じて持続可能な行政基盤を構築していくという考え方である。

#### イ 区役所力・市役所力の強化

区役所が、地域社会全体で担う新しい形の公共のかなめ役を果たすためには、積極的に地域をコーディネートすることが求められるため、それにふさわしい職員づくりや体制づくりが必要である。そのためには、局と区役所が一層連携し、区役所の支援機能を強化することで、さまざまな地域課題を解決する体制づくりを進めていく必要がある。それにより、区役所は地域社会を支える担い手として自身の役割を果たし、セーフティネットの維持と再構築などに責任を持つ。併せて、地域社会の活力向上のため、日常的な事項について多様な相談を受け付け、これにきめ細かに応える役割も果たす。いわば区役所が地域のよろず相談の役割を果たしていくというのが、今後の区役所の求められる姿である。

具体策としては、以下の8点を挙げている。

- ①平成23年度中に全区に地域担当職員を配置し、区の職員が地域の会議や活動に参画し、市政情報等の提供及び地域の課題を把握し、職場間で共有化を図る。それにより各種団体間のコーディネートや関係行政機関との連携調整等を行う。
- ②区役所の相談、調整機能充実等による生活支援の強化として、区と局とが連携し、子育て相談、経営相談、福祉介護相談など、多様な相談を受け付け、区役所の場において充実した対応ができるような仕組みをつくる。また、区役所と工営所、公園事務所、環境事業センター等の事業所との連携強化による相談内容への迅速かつ適切に対応できる仕組みづくりを行う。
- ③後述の区政会議の設置。
- ④区役所の体制の整備、権限・機能強化として、区局の役割を整理した上で、区役所における政策立案機能を強化する組織機構をつくっていき、区裁量予算を拡大し、区が主体的に判断できる仕組みをつくる。
- ⑤局の地域・区役所支援の強化として、協働まちづくり室を設置し、局としても区役所支援の強化の体制を整える。
- ⑥地域情報の収集と共有化のため、地域担当職員を配置し、地域情報の共有

化の充実を図る等の取り組みを行う。

⑦地域活動支援の充実として、後述の地域活動協議会の設立の支援等を行う。

⑧市民サービスの向上と区役所事務の効率化に向けた取り組みとして、証明書発行業務の外部委託化や、業務端末の統合や業務システムの連携強化等を図る。

#### ウ 区政会議

区政改革基本方針を受けて、「なにわルネッサンス2011」において、委員から区政についての意見と評価をいただくための区政会議を開催し、区の実情に合わせた協働型の区政を実現していく取り組み方針を掲げ、平成23年度から実施している。

構成委員は公募委員のほか、公益的活動を行う団体からの選出や、区内事業者、有識者等区長が認める委員であり、通勤・通学者も対象としている。区民の声を区政運営に反映することが目的であり、委員からさまざまな意見をいただき、区長がそれを受けとめた上で、区の予算編成時に反映していくものである。全市にかかる意見については、局へ提案・要請していく。区政会議での主な意見として、現時点では、来年度予算や防災に関するものが多い。

#### エ 地域活動協議会設置の背景

公共のあり方、役割を見直すため、「なにわルネッサンス2011」のトップに「地域から市政を変える」と掲げている。この改革の2年前に地域の現状について、職員が出向いて調査を行った。その結果、地域の実情としては、少子・高齢化を迎えており、ワンルームマンションの増加等により、地域間のつながりが希薄化しているほか、地域活動の担い手不足や活動メンバーの固定化・高齢化、子供の虐待や高齢者の孤独死などの問題の顕在化等が浮かび上がった。一方、大阪はNPO等の市民活動が活発であるという側面も浮かび上がり、この強みを生かす中で、地域の閉塞感の打破に向けた取り組みが必要であると認識している。

#### オ 地域活動協議会の概要

地域活動協議会は、このような背景を抱えている中、お互いに顔の見える関係をつくるため、おおむね小学校区の地域を基本単位に、地域実情に合わ

せて、地域団体、企業や非営利の団体、多様な人材などが一堂に会し、地域の将来像を共有しながら地域課題の解決に向けて話し合うものである。退職された方や在勤・在学の方など、さまざまな人材に活動への参加を促しながら、地域活動の輪を広げていくための仕組みと言える。平成23年度に4区7地域をモデル地域として支援を行い、その検証結果を今後の展開につなげていく予定である。

協議会のメンバーは、連合振興町会、学校園、福祉協議会、NPO、企業などさまざまな主体がメンバーとなることを想定している。横浜市泉区の地域協議会との違いは、地区経営委員会が官製か否かにあり、自主的な組織を目指していることから、現在は、モデル地域の中で、必要性も含めて検討し、必要という結論になれば、地域協議会の準備会を設立し、この春から順次設立していくことになる。これに対し区役所がしっかりと財政的支援や地域担当職員による支援等を担う。

#### カ 行政区調査研究会の中間とりまとめ

行政区調査研究会とは、地域に最も身近な区役所が住民と協働し、地域活動を支援し、地域社会を支える役割を果たしていくために、区役所の機能強化を進めるに当たり、どのような具体策が必要かを有識者の方で研究しているものである。

平成23年6月から10月まで9回の検討を重ねた結果、平成23年10月27日に中間とりまとめとして、「地域力の復興に向けた取り組み」、「安全・安心の確立に向けた取り組み」、「効果的・効率的な業務運営に向けた取り組み」の3つの柱が提示された。

#### キ 地域力の復興に向けた取り組み

区役所及び関係各局で実施すべき取り組みとして以下の5点が挙げられた。

- ①地域への総合支援体制の確立として、地域担当職員を設けて、中学校単位でチームを編成し、さまざまな中間支援組織や保健福祉課と連携し、地域のニーズを把握するとともに区役所として区民の安全・安心を支える体制を確立する。
- ②コミュニティーパートナーシップ制度を創設し、区局の職員が地域活動等に積極的に参加する仕組みをつくる。

- ③区役所の総合調整機能を高め、住民団体等と協働して行う事業について、区と局が連携し企画立案を行い、地域のニーズをより踏まえたものとする。
- ④地域担当職員の地域支援能力の強化を図る。
- ⑤地域の活動は夜間や休日に行われることも多いため、時差勤務等の積極的な活用を図る。

ク 地域の安全・安心の確立に向けた取り組み

区役所及び関係各局で実施すべき取り組みとして以下の4点が挙げられた。

- ①地域防災体制の確立に向けた区役所の機能強化として、地域担当職員の地域防災対策業務への参画を促進する。
- ②各種の災害に即応できる地域防災体制の再構築として、直近参集制度の充実を図るほか、危機管理室と区役所との連携による、帰宅困難者対策等区間連携による対策の検討などを行う。
- ③虐待など支援が困難な事案やさまざまな分野に関わる複合的な課題に的確に対応する体制をつくる。
- ④地域の安全・安心を守るための個人情報の取り扱いをルール化する。

ケ 効果的・効率的な業務運営に向けた取り組み

地域・区民の意見を踏まえた予算編成プロセスを確立するほか、地域課題に迅速に対応できる予算の仕組みや企画調整に係る体制の強化、効率性・専門性の確保に向けた方策、窓口サービス業務の民間委託などを検討する等が提案されている。

(2) 浜松市の取り組み

浜松市における地域自治区、区協議会及び地域協議会の取り組みについて

ア 政令指定都市への移行の経緯

合併特例法の改正により要件が緩和され、人口70万人程度でも政令指定都市への移行が可能となった。

それを受け、経済界からの働きかけもあり、平成17年7月に静岡県西部の12市町村が合併し、現浜松市が誕生した。平成18年に指定都市の指定に関する政令の一部を改正する政令が公布され、平成19年4月1日から政令指定都市に移行した。

イ 行政区及び地域自治区

政令指定都市の移行に向けた市町村合併時に、旧市町村を区域として、地方自治法上の地域自治区（12地域）を設置した。その後政令指定都市への移行に伴い行政区（7区）を設置した。その際に、ほとんどの地域で地域自治区も併存する形となった。

区・地域協議会制度については、まず旧市町村を区域として地域自治区（12地域）を設置することに伴い、地方自治法上必ず置かなければならない地域協議会を設置した。その後政令指定都市への移行により行政区を設置した際、すべての行政区に地方自治法上任意で設置可能な区協議会を設置した。そのため、従来地域自治区を置いていた区については、区協議会と地域協議会が併存する二重構造となっている。しかし平成23年度末に地域自治区が廃止されることに伴い、地域協議会も廃止となる。

#### ウ 区・地域協議会の概要

委員の定数は10人～20人以内とし、委員の選任は地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任し、委員の任期は2年、再任は1回限りとしている。委員には、報酬は支給しないが、費用弁償として1日当たり5000円を支給している。（平成24年度より報酬として支給予定である。）

権限については、地方自治法上には定めはないが、浜松市では必ず審議しなければならない事項として

- ・新市建設計画に関する事項
- ・合併協議等での事務事業に関する事項
- ・基本構想、基本計画等の策定、変更に関する事項
- ・区役所（地域自治センター）に係る予算編成に関する事項
- ・大規模な組織改編に関する事項
- ・公用の施設及び公の施設の設置、廃止
- ・学校の統廃合、通学区域等、そのほか教育に関する重要事項
- ・そのほか、規則で定める重要な事項

また、必要に応じて審議することができる事項として

- ・当該区（地域自治区）の区役所（地域自治センター）の所掌事務に関する事項
- ・市が行う当該区（地域自治区）の区域に係る事務に関する事項

・市の事務処理に当たっての当該区（地域自治区）の住民との連携の強化に関する事項となっている。

協議会の役割としては、住民及び地域の諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動のかなめとなるよう努めている。

#### エ ほかの機関との役割分担

議会との役割分担は、議会は議決機関としての意思決定と市長等の行政執行のチェックを行う。これに対し、区・地域協議会は、市長等の諮問に応じ答申し、また建議や要望などを行い、地域住民各層、各界の意見の反映を目的とした市の附属機関である。いわば、地域住民の立場で意見を述べる行政の内部アドバイザーである。

自治会との役割分担については、自治会は、住民の日常生活に関わる身近な公共的活動から地域のまちづくりまで、多岐にわたる活動をしている。また、行政からは市政の情報を住民の方への連絡・伝達をお願いしている。そのため、自治会は、行政にとってのパートナーと言える。

一方、区・地域協議会は、地方自治法に基づいて設置されるもので、行政に地域の声を反映させることを主たる目的としている。そのため、地域協議会の委員は各種団体の代表者などから選ばれている。

各種団体との役割分担は、地縁によらず特定の課題や目的に対応する事業や活動をするために設置される商工団体、女性団体、N P O 等の団体であり、その設置目的により、活動内容は異なる。自治会同様に行政にとってのパートナーといえる。

区役所に対応して区協議会、地域自治センターに対応して地域協議会が設置され、それぞれ諮問、情報提供し、答申、建議、意見・要望を行うほか、調整、連携、協働を行う。

#### オ 区・地域協議会と予算の関係

区役所または地域自治センターの予算編成に関する事項については、協議会に必ず意見を聞くことになっていることから、区役所または地域自治センターが財務部へ直接予算要求する区役所費または地域自治センター費については、協議会に諮問し、答申を受ける。協議会の運営経費については、区役

所費に含まれる。主な費用としては、委員への費用弁償や視察経費などである。

また地域課題の解決により地域力を向上し、住みよい地域社会を実現するため市民等の提案に基づき実施する地域力向上事業については、区協議会の意見を求め、その意見を踏まえ決定または実施する。

#### カ 課題及び今後の取り組み

課題としては、地域自治センターが廃止となる地域に対して、行政サービスをどのように提供していくべきか、地域協議会がなくなる地域を含め、地域コミュニティへの支援をどのように行っていくべきかなど、協議会のあり方の見直しが必要である。

今後の取り組みとしては、区役所を中心としたまちづくりを進めるため、区協議会を区における市民協働によるまちづくりの重要なパートナーとして位置づけ、地域における市民協働のかなめとしての役割を強化するため、地域自治センター、公民館、市民サービスセンターを含めた区出先機関を、生涯学習、窓口サービス提供の拠点とする「ふれあいセンター」や地域づくりの拠点も加えた「(仮称) 協働センター」へ再構築を図る。

#### (3) 特別区（港区）の取り組み

##### 港区総合支所及び区民参画組織の取り組みについて

###### ア 総合支所設置の背景

港区では、業務の効率化を図るため、行政の仕事についてできる限り本庁へ集中化を進めた結果、行政が区民から遠い存在になっているという課題が挙がっていた。そこで、平成18年に「より便利に、より身近に、より信頼される区役所・支所」の実現を目指して、現区長の強いリーダーシップにより、各支所に総合支所機能を持たせることを検討し、それまでの支所（課長級組織）を整備したうえで、区内5地区に総合支所（部長級組織）を設置した。

###### イ 芝地区総合支所の組織

5カ所の総合支所の1つである芝地区総合支所は港区役所庁内に設置されている。管理課、協働推進課、まちづくり担当課、区民課に分かれ、約200人の職員体制である。

管理課は、公共施設、保育園、児童館、福祉会館等の施設の管理や各部署の取りまとめとしてのさまざまな業務を行っている。

協働推進課は、地域の課題を地域で解決する、区民の身近な場所で多様なサービスを提供することを目的とし、区民の声を吸い上げて、区政の実効性を高めるための業務を行っている。例えば、区の基本計画である港区基本計画に基づき、地域の総合支所ごとに地区版基本計画の策定等政策形成のほか、地域情報の発信、町会・自治会を始めとした地域との連携、地域の消防・防災、たばこのルールを始めとした環境美化、放置自転車・放置看板の対策、区民向け住宅の案内等を行っている。また、区民参画会議の中で提言された内容について、例えば環境と平和をテーマに茨城県阿見町や土浦市との地域間や子供同士の交流を行う事業など地域の独自の事業を実施している。

まちづくり担当課では、道路や児童遊園の維持管理なども所管する。総合支所体制となってからは、地域の方から、歩道の状況や公園遊具の補修について直接、要望がなされたり、職員が現場に出向き、区民の声を吸い上げることで、迅速な対応が可能となっている。

区民課では、住民票、戸籍の発行、高齢、障害等ケースワークの保健・福祉や生活保護など生活福祉の窓口サービスを一手に引き受けている。

#### ウ 地区版計画の策定

区の基本計画については、「みなとタウンフォーラム」において、区民参画手続により区民の意見等を聴取し、それらを基本計画に反映させているが、その下に、それぞれの地区ごとの区民参画組織を設けて、地区版の基本計画を策定している。これにより、区の基本計画の下に各地区版の計画が位置づけられるため、住民の方からのニーズをより細かく反映させていくことができている。

区民参画組織は芝地区においては、平成18年5月に「芝会議」として発足している。仕組みとしては、行政側から課題を諮問・提示し、それについてメンバーが自発的かつ自由な意思で参加し、課題に対しては参加者自身が議論を深め、自らがすべき事、行政に提案すべき事を提起し、共に実践していくという自主的な組織という位置づけである。メンバーの対象

者は、「芝地区在住、在勤、在学者または芝地区の為に活動したい人」で、活動期間は1年間（継続可）である。報酬、交通費等の支給はない。

現在、総勢40名ほどで、まちの魅力発掘部会、まちづくり部会、地域コミュニティ一部会、地区版計画推進部会の4部会が設置され、活発な活動を行っている。

このように、地域の事を一番知っているのは地域住民であり、また行政と地域住民が一緒にやっていこう、協働していこうというのが参画会議の成り立ちである。区民からさまざまな意見をいただく中で、なぜできないのか、こうすればできるのではないかという行政との議論を経て、区民、行政のそれぞれの思いを一緒に実現していくのが特徴であり、そのプロセスを経て、地区版の計画等として実現されるため、区民にも達成感が生まれてくるとのことである。

また、地域の声が区政に反映される仕組みであるため、きめ細やかな行政サービスも可能となっている。

## エ 今後の課題

課題としては、総合支所が組織的に大きくなってきたため、縦割りのようなものが出来始めている点や、それぞれの区民参画組織からさまざまなお問い合わせが出て、さまざまな取り組みが行われていることから、港区内で地域間の違いが大きくなり過ぎてしまわないよう、それぞれの地区の取り組みをほかの地区あるいは港区全体への施策にどう展開していくかという点がある。

## 7 各委員の主な意見

都市内分権を調査するにあたり、特に意見の多かった以下の3項目について、各委員の意見は次のとおりである。

### （1）行政区のあり方及び区選出市会議員の役割

- ・ 地域レベルで議会を設置するには、区に議会を置ける仕組みを整え、区の住民意思を体現する長が一人設置されなければいけない。現状では、政令市に区議会はないが、住民意思の形成は、議会の議論を経て形成されるべきものと考える。

- ・ 都市内分権の推進において、住民参加機会の拡充は必要だが、我が国は議会制民主主義を基本にして意思決定のプロセスを決めており、決定する者が最終的に責任を負うことが必要である。そのため、選挙で選ばれた市会議員がその任に当たるということが大切である。責任を持つ者が責任ある決定を下せるような仕組みは残し、その中で、地域住民がどのように市政に参加するかが重要である。
- ・ 現状の横浜市の仕組みの中で、区のさまざまな施策、事務事業についての意思決定のあり方を工夫できないか。一例として、区長の就任に区選出の市会議員の承認を要することとすることや、個性ある区づくり推進費について、何らかのプロセスを設けることができれば、現行制度においても選挙によって選ばれた市会議員の意思が、明確に反映する仕組みができるのではないか。区議会を設けずとも、工夫により区の意思決定に住民参加が可能と考える。
- ・ 市民は、行政、議会に距離を感じており、どこで意思決定されているかわからない。議論のプロセスをどのように公開するかという議論が必要である。区づくり推進横浜市会議員会議は、非公開のうえ、意思決定の場になっていないので、現行制度の中で改善するべきである。議論の中身、意思決定のプロセスを区民に公開する仕組みをつくることにより、多くの市民を感じている行政や議会との距離感を解消していく一つのステップになると思われる。その上で、区役所にどのような権限を移していったらいいのかという議論に移っていくのではないか。
- ・ 我が国は議会制民主主義のもと、選挙で選ばれた市会議員が政策判断を下している。だれが、どのように住民の合意形成、意思決定をして政策判断をするかが重要ではないか。
- ・ 区長は、市長の指揮監督のもとに、委任されて区行政を預かっているので、公選による市長や議会がかかわる仕組みをしっかりとつくっていく必要があるのではないか。
- ・ 泉区地域協議会、地区経営委員会は、一步踏み込んだ広聴機能であり、意思決定機関ではない。これからの大都市制度の中で求められている住民自治とは、意思決定に住民がどのように関わるかということで、政令市においては、行政区が選挙区であることから、各区の市会議員が区の意思決定に関与

できる仕組みをつくっていくことが必要である。

- ・ 特別区制度とは異なる、特別自治市のような大都市の制度において、身近な意見を集約し施策に反映させる時に、区選出の市会議員はどのようにかかわるのか。また、市会議員としては、市全体の施策も見ていく点から、区政と市政にかかわる仕組みを実効的なものにすることが問われるのではないか。

また、新たな仕組みづくりを進めていく中では、施策を評価する仕組みも必要ではないか。

- ・ 現状では、区長は選挙されておらず、民主的な正当性があるわけではない。さらに、議員の立場があいまいで、市政に関わる一方で、予算編成権、行政執行権がなく、区づくり推進横浜市会議員会議では、区の予算編成に関しては、報告を受けるにとどまっている。予算編成を監督する権限もなく、現在の地方政治、地方自治法の中では議員によるチェック機能を果たすこともなかなか難しいため、民意を実現していく方法を検討していくべきではないか。
- ・ 区ごとの税収に格差があり、行政区1区で完結しないものについては、各区の多様性にも対応しながら総体として一つにまとまることが、大都市横浜市のスケールメリットにもなっている。その点を評価しないと、都市を分割した方が良いということになり、スケールメリットを生かせなくなってしまうため、現行の仕組みで限定された区域の意思決定を市政に反映できるかがポイントになっている。

区長公選、区議会設置は行政コストがかかるため、行政区が市会議員の選挙区であること生かし、区長人事、区の予算等に関して、例えば特別委員会等を設置し議員が議決するようなかかわり方を実現できる方向に持っていくのが、大都市の地域内分権の方法として、代議制民主主義を生かした関与の仕方と考える。

- ・ 区の意思決定への市会議員のかかわり方について、現行制度下で可能なことから始めて、さらにその後の青写真を検討するべきである。市と区の役割として、身近なことは区の意思決定に任せ、水道、交通等の市全域にかかわることは、市の意思決定に任せるという整理が必要ではないか。
- ・ 多様化する住民意見を公平性、透明性を保って集約していくためには、選挙を経た市会議員がそれに当たるべきと考える。区長人事の承認、区民意見

の集約、区づくり推進横浜市会議員会議での議論、区予算へのかかわりについても、区選出の市会議員の立場としてできる具体策を議論していく必要がある。確立したルールをつくり市会議員が関与していくことが大切ではないか。

- ・ 大都市制度創設のメリットについて、区議会を持たないことで大きなメリットがあるというような方向を最初から決めて進むのはやめていただきたい。確かに議員の数や報酬のあり方について検討は必要であるが、それは今後考えればいいわけあって、それによって得られる民主的なメリットもある。
- ・ 最終的な意思決定は議員が行うことになるが、市民の声が、行政の意思決定の中でどのようにそしやくされたのかというところが見えにくいのが一つの課題であり、議会が関内で行われていることが遠さを感じる要因だと思う。
- ・ 区ごとに区議会の選挙をやるというのは、コスト面を考えると現実的ではない。例えば方面ごとに特別委員会を設置して、区に一定の予算なり権限があって、北部なら北部エリアで選ばれている議員が集まり、副市長と各区の職員の方とその予算の使い方を議論する場を設けるといった形で、もっと住民に身近な場所で議論する姿を見せていく制度についての議論をしていけば、現行制度をそれほどいじらずにできるのではないか。
- ・ 18選挙区から市会議員が選ばれているという制度の重みをもっと生かしていくいかなければならない。区政に関して、区づくり推進横浜市会議員会議を開いて、運営方針や自主企画事業費の議論はしているけれども、何の決定権もない。提案している区長にも予算の提案権もない。形は区議会のようだけれども、実質的には何の法的な権限も決定権もないということを考えると、区長のあり方、区の議員のあり方を突き詰めて議論していく必要があるのではないか。
- ・ 区長は現在市長に任命されているが、区長を承認するなど区選出議員が関与するシステムができないか。また区長に予算を提案する権利を与え、そこに市会議員が関与する仕組みなど大きな制度改革をしなくともやれることをやるといった事を考える時期だと思う。
- ・ 区長の人事や区の予算に関して、区選出の市会議員の関与を高めるべきであるが、そういうことを検討しなければいけないのは議会側であり、特別委

員会の中でこの問題意識を共有できるのであれば、詳細な制度設計についても議会側から検討していくような継続的な取り組みが大事である。

- ・ 各区への分権だとか地域の区民の意見や要望の聴取のあり方とかを議論しているが、今の制度の中でもやれることはかなり多くあるので、今のルールでは足りない点、問題点について具体的に掘り下げていく必要があるのではないか。

権限を渡すということは、それだけ責任を与えるということであり、財源も当然手当てしなければならない。今のルールの中で制度を変えるとするならば、なぜ変えるのかというところを、しっかりと位置づける必要がある。

- ・ 区長を議会で選ぶにしても、区長に予算編成権など、権限を与えなければ、区長として選ばれたけれども、ほとんど自分では何もできませんという話になってくる。当然、区政というのは、区民の目の見えるところで決定されて、執行されていくことが望ましいが、その財源をどうしていくのかが課題である。

## (2) 住民参画機会の拡充及びその法的な位置づけ

- ・ 住民の参画組織の内容についても考えていかなければいけない。まず住民の発意による設置が重要であり、イギリスでは、住民発意によって自治体や議会を置くことができ、そうすることで住民による合意形成が初めて可能になる。現状では、区の単位でも、民主的に区民の合意が形成できないことが政令指定都市の最大の問題となっており、住民の発意で置くことができる組織は、区議会という形でもよいと考える。
- ・ 住民発意によって自治体や議会を置くことになると、規模の小さい自治体が乱立することになり、それぞれの自治体が特色を持つかもしれないが、運営に支障をきたす可能性も出てくる。
- ・ 地域住民を交えた合意に基づいて予算執行をする仕組みが必要だと考えるが、その際にそこでの合意に正当性が担保されるのかというのが大きな課題となる。その一つの方法として地域協議会があり、それを18区に設置することは望ましい事と思うが、新たな大都市制度を検討する中で、区政運営における民主的正当性の確保については、国に対しても具体的に法的整備を求める必要性がある。

- ・ 自治とはみずから治めるということであるが、地域協議会での合意も現行の地方自治法のもとでは、最終的には市長の代理者である区長に判断が任せられている。今後、地域協議会のレベルアップを目指して、住民主権となるためにどのように権限を移譲するかを考えていくべきである。
- ・ 泉区の地域協議会は、地域の方に区の意思決定や政策形成の中に入っているなどという、広聴制度から一步踏み込んだ形のものである。その意思決定の正当性を与える根拠が、大きな問題となる。現在、泉区地域協議会には顧問の立場で区選出の市会議員が参加しているが、今後、区選出の市会議員が、新たな地域自治の仕組みにどのようにかかわっていくのかが課題である。
- ・ 現状の泉区地域協議会は区長の諮問機関だが、地域協議会は、現行の地方自治法でも、設置することができると規定され、その際には条例で定めることとなっている。行政区のあり方や区選出の市会議員のかかわり方等を含みないと、各区に設けることはできないと思われる。本当に地域協議会の制度をつくることになれば、新たな条例が必要となる。
- ・ 住民の代表は議員であるため、地域協議会での議論が議会につながるシステムを構築しないと日本の民主主義制度には合わない。現状の地域協議会は、区役所の中に住民組織が組み込まれてしまった印象を強く受ける。議員は調査権を持つ専門職なので、議員が区政にどのようにかかわっていくのかが重要である。
- ・ 泉区地域協議会による区づくり推進費に関する事業仕分けは、良い取り組みと感じた。地域自治の機能として適当と思われるが、その結果報告が区役所だけにとどめられ、政策決定権、財源配分権のある議会に伝わらないでは、不十分と感じる。
- ・ 地域協議会が法的な位置づけをされていないことと、協議会の存在や、そこでどういった議論がなされているのか泉区の住民に周知されているのかという課題がある。一番大事なことは法的な位置づけをすることである。
- ・ 連合町内会や各区選出議員、区づくり推進横浜市会議員会議などがありながら、取り組みが進んでこなかった地域の課題に対して、地域協議会の力で成果が出たというのは非常に大きい。法や条例の問題など課題は多いが、議会や市会議員と地域協議会などとのかかわり方について、議会としても十分

な議論が必要である。

- ・ 区のさまざまな施策において、住民が意思決定をし、行政サービスを求めるだけではなくて、住民が主体的に取り組むこともでてくる。そういう協働のあり方についても同時に検討するべきである。

- ・ 地域の多様な状況を最も認識しているのは、地域住民だと思う。地域住民同士が話し合う場に、ある程度の権限が与えられ、柔軟に物事に対処することができれば、大都市として非常に大きなパワーとなっていくのではないか。

区の予算の確保、区への権限の移譲及び住民主権について大都市制度の中での実現を提案したい。

- ・ 港区の区民参画会議の視察での印象に残ったのは、確かに行政の一体化によるメリットもあると思うが、集中よりも分散することで得られるものも非常に大きいということを踏まえて議論していく必要がある。

- ・ 総合支所の設置によって住民サービスがより身近なところで受けられることや住民の身近なところでそれぞれの地域特性に応じて区政参加することは非常に有意義だと思う。

- ・ 住民参画の重要なところは合意形成の場をいかにつくるかという事であるが、その一番大きい形が泉区の地域協議会である。これを広聴機能に終わらせず、区民の意見を施策に盛り込むに当たり、地域課題に対して具体的な判断をしなければならないことも出てくる。その意思形成の場をつくっていかなければならないが、その一つの方法として区議会、区長公選制という形が一つの参考になると考える。

- ・ パブリックコメントやインターネットを活用して市民の声を集め、合意形成、意思決定プロセスに市民の声を反映させることは重要である。

### (3) 新たな大都市制度である「特別自治市」創設に関する決議

- ・ 横浜市は、指定都市7市による大都市制度共同研究会において、川崎市、さいたま市、千葉市、相模原市、京都市、神戸市とともに方向性を明確に示しているので、市会の意思も表す必要がある。
- ・ 道府県と市の関係について長年議論されてきたが、国は道州制という大きな流れを打ち出しており、政令指定都市をどうするのかという議論の中で特別自治市という方向性を打ち出したことは意義があり、大都市のさまざまな都市問題を解決して

いく上でも、住民自治を進める点からも必要である。大都市の基礎自治体確立という市民によりよい制度の確立にむけた歩みを早く進めるべきである。

- ・ 過去には、大阪市、名古屋市と大都市制度の研究会をしてきたが、大阪都構想に影響されず、連携する指定都市7市が中心となり、国に働き掛けていく決意を示すべきである。
- ・ 大都市制度については、長年議論し、国に対してもさまざまな地方分権の要望をしてきたが、それが進まない中で、この方向性が出てきた。大阪都構想に影響されず、特別自治市を推進し、国においても大阪都構想に傾くことなく推進されるよう、こういった決議をしっかりとしていくことが大事である。
- ・ 横浜のような大都市がダイナミックな経済活動を生み出す起点となるよう、経済活動の核となるような、新たな大都市制度を横浜発で作る必要がある。横浜市独自の市民サービスの展開や、経済の成長戦略を立てる上でも、必要な財源を横浜市が独自に持つべきであり、特別自治市についても議論をするべきである。
- ・ 特別自治市について議論はすべきだが、現行制度の問題も正すべきであり、現時点において、特別自治市創設への方向性を規定するのは拙速である。特別自治市となって、どのように変わらのか、メリット、デメリットが市民に明らかになっていない。議会での議論も不十分なため、二重行政の解消などについては、現行制度のもとで協議して進めるべきと考える。

## 8 横浜市における「新たな大都市制度における都市内分権」の提言

### （1）行政区のあり方及び区選出市会議員の役割

横浜のような大都市では、市民・地域ニーズに的確に対応する行政サービスのきめ細やかな提供や、市民参加、協働による市政運営の推進が課題となっている。横浜市が平成22年5月に策定した「新たな大都市制度創設の基本的考え方」においても、市民に身近な行政はできる限り区において行うという考え方であり、区への分権及び機能強化を一層推進することになる。横浜市では、これまで先駆的に区へのさまざまな分権などを進めてきたところであるが、新たな大都市制度においては、区において行う行政分野もさらに広範になり、それに伴って区の予算規模や権限もさらに大きくなることが考えられるので、適正な区政が行われる制度を整える必要がある。なお、選挙で選ばれた公選職

である市会議員が、当該区民の代表として区政にかかわることができるように、現行制度の下でも、できる限りの仕組みを構築する必要がある。

#### (2) 住民参画機会の拡充及びその法的な位置づけ

地域特性や実情に応じて行政をより住民に近づける方策として、地域の課題には地域みずからが取り組むという泉区の地域協議会や地区経営委員会のような取り組みは大変有意義である。しかし、現状では、このような組織や仕組みについて法的な位置づけがなく、広聴手段のひとつに過ぎない。

今後、区政における住民参画機会の拡充の仕組みを法的な位置づけを含めて整備していく必要がある。

#### (3) 新たな大都市制度である「特別自治市」創設について

大都市が総合的・自立的に行政運営を行い、さまざまな行政課題を迅速に、効率的に解決することができるよう地方分権を進めていくことが必要である。国において大都市制度に関する議論が行われているが、現在の状況を好機ととらえ、横浜市の実情に沿った大都市制度の創設のために、議会として引き続き国等へ働きかける必要がある。

### 9 おわりに

大都市のあり方や、新たな大都市制度について、大きな注目が集まっている中、本年度の当委員会では「新たな大都市制度における都市内分権」について議論を重ねてきた。市当局におかれては、当委員会の報告を踏まえた取り組みにより、市民・地域ニーズに的確に対応する行政サービスのきめ細かな提供がなされるよう期待する。

また、横浜市では、平成23年8月に「横浜市大都市自治研究会」が設置され、平成24年3月には、横浜市が策定した「新たな大都市制度創設の基本的考え方」を踏まえた基本的姿勢と基本的枠組みの整理・具体化案として、第1次提言が提出されたところである。

今後、年内にこの提言等を踏まえ、「横浜版特別自治市大綱」をまとめるとのことであるが、その検討に当たって市当局におかれては、議会での議論が十分反映されることを強く期待する。

大都市行財政制度特別委員会報告書（素案）

○ 大都市行財政制度特別委員会名簿

委 員 長 山 田 一 海 (自由民主党)  
副 委 員 長 市 野 太 郎 (民主党)  
同 和 田 卓 生 (公明党)  
委 員 嶋 村 勝 夫 (自由民主党)  
同 鈴 木 太 郎 (自由民主党)  
同 遊 佐 大 輔 (自由民主党)  
同 橫 山 正 人 (自由民主党)  
同 花 上 喜 代 志 (民主党)  
同 荻 原 隆 宏 (民主党)  
同 加 納 重 雄 (公明党)  
同 斎 藤 真 二 (公明党)  
同 伊 藤 大 貴 (みんなの党)  
同 大 岩 真 善 和 (みんなの党)  
同 藤 崎 浩 太 郎 (みんなの党)  
同 古 谷 靖 彦 (日本共産党)